

ID: 1008

担当部署: みどり環境部 環境政策課

処分の概要	工場の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第84条第2項		
例 規 番 号	平成12年12月22日条例第215号		
【根拠条文】 (完成届、認定及び使用開始の制限) 第八十四条 第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る工場の設置又は変更(工事を伴うものに限る。)の工事が完成したときは、その日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 2 知事は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出に係る工場が認可の内容及び条件に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。 3 第八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による認可を受けた者は、第一項の規定による届出をする必要がある場合は、前項の規定による知事の認定を受けた後でなければ、当該届出に係る工場又は工場の変更部分の使用を開始してはならない。			
標準処理期間	条例第84条第1項の規定による届出を受理した日から起算して10日以内(施行規則第35条)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日